

「災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定」を締結

災害時に、避難所等の被災者の生活不活発病や災害関連死を防ぐため、リハビリテーション支援活動を行う医療チームの派遣に関し、島根災害リハビリテーション支援協会（島根 JRAT）と協定を締結します。

1 協定調印式

- (1) 日 時：令和7年3月27日（木） 15時から
- (2) 場 所：県庁6階 602会議室
- (3) 出席者：島根災害リハビリテーション支援協会（島根 JRAT）

会 長	馬庭 壯吉（ま に わ そうきち）
	江草 典政（え ぐ さ のりまさ）
	野口 瑛一（の ぐ ち あきひと）
	錦織 航（にしこり わ た る）

島根リハビリテーション協会

会 長	伊達 伸也（だ て し ん や）
-----	------------------

一般社団法人島根県理学療法士会

会 長	小川 昌（お が わ あ つ し）
-----	-------------------

一般社団法人島根県作業療法士会

会 長	小林 央（こばやし ひ さ し）
-----	------------------

一般社団法人山陰言語聴覚士協会 島根県言語聴覚士会

会 長	門脇 康浩（かどわき やすひろ）
-----	------------------

島根県

知 事	丸山 達也
健康福祉部医療統括監	谷口 栄作
健康福祉部次 長	岡本 成生
健康福祉部医療政策課長	糸賀 晴樹

2 協定の概要

- (1) 県内で大規模災害が発生し、避難所等の被災者に対してリハビリテーション支援活動を行う必要が生じた場合に、県は島根災害リハビリテーション支援協会（島根 JRAT）に、災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請
- (2) 県の要請に基づき活動を実施した場合の経費は、県が負担
- (3) 県外での活動は、協定の対象外

【参考】

- 災害リハビリテーション支援チームの活動内容
 - ・ 避難所、避難場所等の環境アセスメントならびに改善に関する対応及び提案
 - ・ 支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集
 - ・ 支援対象者の生活不活発病等を予防するための活動
 - ・ リハビリテーション医療資機材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応
- 島根 JRAT の登録者数（令和7年3月現在）
35名（理学療法士：26人 作業療法士：6人 言語聴覚士：3人）
- 各地域 JRAT と災害時協定を結んでいる都道府県：22府県（令和7年3月現在）